

第19期

第16回

# 総会議事録

令和4年8月18日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和4年8月18日(木)

2. 開催場所 特別会議室、富久山行政センター、湖南行政センター、熱海行政センター

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	出席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	柳田健一	出席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 小林 亨

【主任主査兼農地調整係長】 笠井 幸治

【農業振興・農業法人係長】 永沼 宏介

【事務局次長】 齋藤 聡

【庶務係長】 佐々木 佐保里

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳沼 一幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 15時00分

8. 閉会宣言 15時30分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

---

署名人

遠藤 昭夫

---

署名人

松川 延安

---

事務局	<p>ただいまより、第16回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、黒澤 大吉委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>こんにちは。お盆も明けまして、いろいろ忙しいところ</p> <p>また、コロナが増えておりますので健康に留意して活動していただきたいと思います。</p> <p>さっそくですが、総会に入らせていただきます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により</p> <p>会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>19番 遠藤 昭夫 委員</p> <p>20番 松川 延安 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の柳沼 一幸主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>お手元に正誤表をお配りしています。</p> <p>議案第3号、4頁、湖南1番の土地の表示欄の面積計が409㎡ではなく429㎡です。</p> <p>また、報告第2号、9頁、田村8番から10番の目的欄一時転用の期間は、いずれも12日間ではなく10ヶ月です。</p> <p>お詫びして訂正いたします。</p>

	<p>よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>1番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、2番 1件について、付議いたします。</p> <p>伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>三穂田2番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は農業廃止、農業開始です。</p> <p>8月4日に農業委員会会議室において、佐久間会長、吉田職務代理人、事務局職員とともに事前審査会を開催しました。</p> <p>この件については、空き家に付随した農地の別段面積の指定を受けた</p>

	<p>農地の売買になります。</p> <p>農機具について、今年はリースで来年以降に購入予定です。</p> <p>農作業は本人が行います。</p> <p>これらの申請地について、現地調査をしましたがきれいに管理されており全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等に問題はありませんでした。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんので、許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、3番と4番の 2件について、付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>逢瀬3番と4番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>3番、4番ともに貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>8月4日に佐久間会長、吉田職務代理者、影山推進委員、事務局職員とともに農業開始の事前審査会を行いました。</p> <p>3番、4番は隣接地で、間によその畑がありますがつながっています。現在、作物は作られていませんがトラクター等で耕うんはされており、すぐに作付け可能な状態になっています。</p> <p>農作業は妻と母と3人で行います。大型機械は地元協力者に借ります。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんので、許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p>

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	3番と4番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、3番と4番の 2件について 許可と決します。  次に、5番 1件について、付議いたします。 小林正一郎委員の調査報告を求めます。
小林正一郎 委員	片平5番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、農業開始です。 8月4日に農業委員会会議室で、佐久間会長、 吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を開催しました。 貸人と借人は兄弟で、これまでも農作業をいっしょに 行っていました。貸人の体調が悪くなり、全ての土地を 管理することが困難になってきたため、今回の申請になりました。 申請地は水田として適正に管理されており、今後も 水稻を作付けします。機械は貸人から借りて借人本人と 妻で作業します。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんので、 許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、5番 1件について、 許可と決します。  次に、6番と7番の 2件について、付議いたします。

	事務局の調査報告を求めます。
事務協	<p>6番と7番の 2件について、調査の結果を報告いたします。  まず6番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。  申請の事由は相手方要望、経営拡大です。  受け人が農作業に従事します。</p> <p>次に、7番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。  申請の事由は労力不足、経営拡大です。  受け人と妻、母親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、  周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。  また、全部効率要件、農作業常時従事要件、  地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に  該当する事項はありませんでしたので  許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、  ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>6番と7番の 2件について、  許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、6番と7番の 2件について、  許可と決めます。</p> <p>次に、8番 1件について、付議いたします。  事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>8番 1件について、調査の結果を報告いたします。  この件につきましては、使用借人が既に死亡していることが  判明しました。  亡くなっている方に、農地を貸すことはできないため  却下処分が相当と考えます。</p>



	ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	8番 1件について、 却下と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、8番 1件について、 却下と決します。  次に、9番と10番の 2件について付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。
岩崎 幸夫 委員	西田9番と10番について、調査の結果を報告いたします。 まず9番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大による所有権移転です。 この件につきまして、8月11日に現地調査をし、話を聞いて 来ました。受け人は現在、市内のアパートに住んでいますが 元々、実家が私の近所であり農機具等は親のものを使用します。 許可後は野菜を栽培します。農作業は本人が行います。 次に10番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始による所有権移転です。 この案件は7月4日に農業委員会会議室において、佐久間会長、 吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました 条件が整わず、7月は取り下げ、改めて整備し今回の申請に 至りました。 8月11日に現地調査して来ました。今回はきれいに整備されて おり、農機具等は渡し人の物を借りて使用します。作物の販売はせず 自家用及び友人用だそうです。農作業は本人と家族とで 確実に行うとのことでした。 以上2件とも、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	ただいまの報告について、

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	9番と10番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、9番と10番の 2件について 許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。  続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	1番 1件について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、農業用資材置場の転用です。 8月4日に現地調査を行い、11日に聴き取りをしたところ 当該農地の面積が少なく、耕作が困難であり、倉庫等が 老朽化しており農業用資材置場として利用したいとのことでした。 また南側の通路からの進入が容易で、資材置場としての 利用価値が高いと判断しました。 申請目的実現の確実性について、本人の信用は適正であり 転用行為の妨げになる権利等はありません。 また申請書には、申請地内に建築物を建築しない旨の 念書も添付されています。現地を確認したところ申請地について 南側は通路、北側は倉庫と住宅。周囲は本人所有地であり 農地の集団性は損なわれず、他の農地への日照、通風に 支障はないと判断しました。 以上、周辺農地への営農条件の障害の有無については 問題ないと判断しました。 調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。

	<p>タブレット内の資料「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(a)-i-(iii)でたい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具格納庫等農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供するために行われる農業用施設事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和委員	<p>湖南1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は、介護施設の建設です。</p> <p>農地区分は第3種農地と判断しました。</p> <p>8月16日に現地調査を行い、17日に聴き取り確認を行いました。</p> <p>資金調達に関しては、借入金で建設予定です。近隣農地への被害防除計画ですが、申請地の北側が原野、南側が県道、東側が市道、西側が農地ですが集団農地の縁辺部であるので農地の集団性を損なう、日照、通風等の悪影響のないように</p>

	<p>建物を配置する計画です。</p> <p>また汚水及び雑排水については、合併浄化槽を設置し、処理水は申請地南側、県道側溝へ排出する計画です。</p> <p>敷地内の土砂流出等の対策は、アスファルト舗装し近隣に流出させない措置をとるとのことです。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で甲種農地の要件を満たしていない、住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は、許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。</p> <p>濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>田村2番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>8月11日に現地調査及び聴き取り調査を行いました。</p> <p>転用の目的は、水路工事に伴う作業用車両駐車場のための一時転用です。</p>

	<p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>当該地の東側と北側が市道、南側が宅地で西側に畑があり 集団農地の縁辺部にあり、地盤面全体に鉄板を敷設し 土砂流出防止を確保します。</p> <p>また建物を建てないので、日照障害はありません。 建築物を一切、建てない旨の念書が添付されています。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 一時転用後に農地として利用できる状態に回復すると認められますので 許可相当と思われるのですが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 4条1番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-bで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要であると認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく</p>

	<p>農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>農用地利用計画については、所有権移転1件の申請があり現地調査及び審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当であると認められますがご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について承認と決します。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭	<p>逢瀬1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。目的は地目変更です。</p> <p>事務局職員と7月21日に現地調査をしました。</p> <p>現地は山林に囲まれており、20数年前より耕作しておらず非常に荒廃しています。後継者の息子さんも耕作する意志はなく、田に復元する状況ではありません。</p> <p>柳の木が生い茂っており、農地に復元することは困難と判断しました、</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>

議 長	1 番 1 件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、1 番 1 件について、 非農地と決めます。 以上で、議案第 5 号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。 報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1 番と 2 番の 2 件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第 1 号を終わります。</p> <p>続いて、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1 番から 21 番までの 21 件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第 2 号を終わります。</p> <p>続いて、報告第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による 許可処分取消について」 次のとおり、1 番 1 件について取消願の提出があり、 適当と認め取消したので報告する。 報告第 3 号を終わります。</p> <p>続いて、報告第 4 号「農地等の競落について」 次のとおり、1 番 1 件について、 農地等の買受適格証明書を交付した競落者から 売却調書の提出があり、農地法第 5 条第 1 項の第 7 号の規定による 受理通知書を交付したので報告する。 報告第 4 号を終わります。</p> <p>ただいまの 第 1 号から第 4 号までの報告について</p>

	ご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	以上で報告事項を終わります。次にその他ですが 農業振興地域の変更に関して、事務局から説明があります。
事務局	農業振興地域の変更に関して、特別委員会を開催し、 許可基準について、ご審議いただきたいと思います。 8月締め切りの案件の審議予定がありますので 来月の総会終了後に特別委員会を開催し、郡山市農業委員会 総会運営要領第8条第1項に基づき、その結果を総会の 決定として回答したいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	ただいまの説明について ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	それでは、ただいまの説明のとおり進めることに致します。 その他ございませんか。
	(なし)
議長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第16回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。



郡山市農業委員会

## 第16回総会（令和4年8月18日開催）の概要

第3条 農地の異動は

9件で、田 8, 479㎡ 畑 7, 240㎡ でした。

第4条 農地の転用は

1件で、農業用資材置場でした。

第5条 農地の転用は

2件で、介護施設1件、一時転用1件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。